

第1 監査の対象

こども未来部(子育て推進課、子育て子育ち総合支援館、交通児童遊園、こども家庭支援課、保育課)

第2 監査の期間

令和7年8月22日から令和7年10月28日まで

第3 監査の方法

令和6年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的、効果的に行われているかについて、春日井市監査基準に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は適正に行われているか。

(2) 契約に関する事務

- ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。
- イ 隨意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。
- ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

- ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。
- イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 補助金は交付目的に合致し、手續は根拠となる法令等に適合しているか。

(3) 契約に関する事務

ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

(4) 財産管理等に関する事務

ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。

イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

ウ 庶務事務は適正に行われているか。

(5) 指定管理に関する事務

ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

こども未来部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 収入に関する事務

ア 現金の管理が適切でなかったもの

松原保育園において、現金等を保管する手提げ金庫の施錠がなされておらず、一部現金を亡失した。

現金の管理に当たっては、盜難や紛失防止の観点から金庫等を常時施錠し、厳重に保管されたい。 (保育課)

(2) 契約に関する事務

ア 支出負担行為に係る事務が適切でなかったもの

第二保育園外3園ワックス仕上げ業務委託について、支出負担行為決議書による決議がなされる前に履行しているものがあった。

春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。 (保育課)

(3) 支出に関する事務

ア 補助金の交付事務が適切でなかったもの

私立幼稚園運営費補助金について、実績報告に添付された書類に補助対象となる経費が含まれていたものの、十分に確認することなく補助金の額を確定していた。

補助金の交付に当たっては、春日井市補助金等に関する規則等に基づいた適正な事務処理を徹底されたい。

(保育課)

(4) 財産管理等に関する事務

ア 備品管理の事務手続が適切でなかったもの

取得した備品(保育 I C T システムタブレット 16 台)について、備品出納簿に受け入れの記録がなされていなかった。

春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(保育課)

(5) 指定管理に関する事務

ア 指定管理施設での使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの

子ども屋内遊び場(ぐりんぐりん)において、本来無料である一部の利用者から利用料金を徴収していた。

春日井市子ども屋内遊び場条例に基づき適正な事務処理をされたい。

(子育て推進課)